

発行日 2014-8-18

改定日 2016-4-04

バージョン 2

1. 化学品及び会社情報

製品特定名

化学品の名称 ThreeBond 1216B

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 接着剤・シール剤

供給者情報

社名 スリーボンドファインケミカル株式会社

住所・担当部門

神奈川県相模原市緑区大山町1-1
生産技術部

緊急連絡電話番号

042-774-1333

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	区分4
生殖毒性	区分 1A

GHSラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H227 - 可燃性液体

H360 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

注意書き - 安全対策

- ・使用前にラベルやSDSを確認すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・指定された個人保護具を使用すること。
- ・熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。禁煙

注意書き - 応急措置

- ・暴露または暴露の懸念のある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- ・火災の場合: 消火に二酸化炭素、粉末消火剤、または泡消火剤を使用すること。

注意書き - 保管

- ・施錠して保管すること。
- ・換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

注意書き - 廃棄

- ・内容物/容器を承認を受けている廃棄物処理施設に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一の化学物質または混合物

混合物
メチルエチルケトンオキシムは硬化反応時に生成。

化学物質名	濃度又は濃度範囲(%)	化審法	安衛法番号	CAS番号
カーボンブラック	<1	(5)-3328,(5)-5222	-	1333-86-4
トルエン	<1	(3)-2	-	108-88-3
シリコーン樹脂、無機充填剤	85-95	-	-	-
シリカ	1-10	-	-	-
メチルエチルケトンオキシム	-	-	-	-

労働安全衛生法 名称等を通ずべき危険物及び有害物は2016年6月1日より労働安全衛生法 名称等を通ずべき危険物及び有害物とリスクアセスメント実施対象物質に該当します。

労働安全衛生法

規制区分	法文物質名	政令番号
名称等を通ずべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)	トルエン	23
名称等を通ずべき危険物及び有害物(法57条の2、施行令第18条の2別表第9)	カーボンブラック	130
名称等を通ずべき危険物及び有害物(法57条の2、施行令第18条の2別表第9)	シリカ	312
名称等を通ずべき危険物及び有害物(法57条の2、施行令第18条の2別表第9)	トルエン	407

化審法

規制区分	法文物質名	政令番号
優先評価化学物質(法第2条第5項)	トルエン	46

4. 応急処置

吸入した場合	中毒を起こした時は、空気の新鮮な場所に移すこと。直ちに医師の診断/手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣服と靴を脱ぎ、直ちに石鹼と多量の水で洗い流すこと。皮膚の炎症やアレルギー反応が起きた場合には、医師の診断/手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断/手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。医師の診断/手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤	水噴霧(水霧)。二酸化炭素(CO2)。粉末消火剤。耐アルコール泡消火剤。砂。
特有の危険有害性	火災によって、刺激性、有害性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	消火作業を行う者は、保護具(保護眼鏡、保護衣、呼吸用保護具等)を着用して、風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	作業者は適切な保護具(『8ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	水路に侵入させないこと。環境への放出を避けること。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	少量の場合、乾燥砂・土・ウエス等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。大量の場合、盛土で困って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

燃焼下限:	データなし
比重	1.5
水への溶解度	水に難溶
自然発火温度	データなし
分解温度	データなし
粘度	120 Pa·s

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	通常の条件下で安定。
危険有害反応可能性	空気中の水分と反応し、徐々に有害ガスを発生する。
避けるべき条件	強熱
混触危険物質	強酸化剤。
危険有害な分解生成物	燃焼すると条件によって有害ガスが生成することがある。

11. 有害性情報

急性毒性

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出された
急性毒性(経口LC50) 製品としてデータなし。

毒性の数値指標 - 成分情報

化学物質名	経口LD50	経皮LD50	急性毒性(経口LC50)
カーボンブラック	> 15400 mg/kg (Rat)	> 3 g/kg (Rabbit)	-
トルエン	= 2600 mg/kg (Rat)	= 12000 mg/kg (Rabbit)	= 12.5 mg/L (Rat) 4 h

短期的及び長期的暴露による直後の影響と遅発性の影響及び慢性的影響

皮膚腐食性及び皮膚刺激性	製品としてデータなし。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	製品としてデータなし。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	製品としてデータなし。
生殖細胞変異原性	製品としてデータなし。
発がん性	以下に表が揭示される場合、本製品に含有される発がん性物質の情報を示している。表が揭示されない場合製品としてデータなし。

化学物質名	日本産業衛生学会	IARC
カーボンブラック	2	Group 2B
トルエン		Group 3

生殖毒性 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、単回ばく露 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、反復ばく露 製品としてデータなし。

吸引性呼吸器有害性 製品としてデータなし。

12. 環境影響情報

生態毒性
水生環境に対する急性危険有害性 製品としてデータなし。

水生環境に対する慢性危険有害性 製品としてデータなし。

化学物質名	藻類/水生植物	魚類	甲殻類
カーボンブラック	-	-	>5600: 24 h <i>Daphnia magna</i> mg/L EC50
トルエン	433: 96 h <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> mg/L EC50 12.5: 72 h <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> mg/L EC50 static	15.22 - 19.05: 96 h <i>Pimephales promelas</i> mg/L LC50 flow-through 12.6: 96 h <i>Pimephales promelas</i> mg/L LC50 static 5.89 - 7.81: 96 h <i>Oncorhynchus mykiss</i> mg/L LC50 flow-through 5.8: 96 h <i>Oncorhynchus mykiss</i> mg/L LC50 semi-static 11.0 - 15.0: 96 h <i>Lepomis macrochirus</i> mg/L LC50 static 54: 96 h <i>Oryzias latipes</i> mg/L LC50 static 14.1 - 17.16: 96 h <i>Oncorhynchus mykiss</i> mg/L LC50 static 28.2: 96 h <i>Poecilia reticulata</i> mg/L LC50 semi-static 50.87 - 70.34: 96 h <i>Poecilia reticulata</i> mg/L LC50 static	11.5: 48 h <i>Daphnia magna</i> mg/L EC50 5.46 - 9.83: 48 h <i>Daphnia magna</i> mg/L EC50 Static

残留性・分解性 製品としてデータなし。

生物蓄積性 製品としてデータなし。

土壌中の移動性 製品としてデータなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 国、都道府県、および市町村の規制に従って廃棄すること。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することはしてはならない。

汚染容器及び包装 使用済みの容器・ウエス等も、残余廃棄物と同様に処理する。

14. 輸送上の注意

<u>IMO/海上規制</u>	該当しない
<u>ICAO/IATA/航空規制</u>	該当しない
<u>ADR(EU)/陸上規制</u>	該当しない
国内規制	
船舶安全法	該当しない
民間航空法	該当しない

15. 適用法令

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物は2016年6月1日より労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物とリスクアセスメント実施対象物質に該当します。

消防法	指定可燃物 可燃性固体類
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

16. その他の情報

発行日	2014-8-18
注記	製品の特性等に関するお問い合わせは、ご購入先の営業所または株式会社スリーボンド お客様相談室までお願いします。お客様相談室 0120-56-1456

免責事項

危険有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意してください。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成されておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の実取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施願います。
この情報は、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
この製品安全データシートは日本国内向けに作成したものですので、無断での翻訳及び海外向けの交付はご遠慮ください。製品を海外に輸出する場合には、仕向国の法令・規制等について事前にご確認ください。

[会社情報]

販売者：(株)スズキ自販沖縄

所在地：那覇市字上間531-1

TEL:098-855-6111